

令和3年度 岩手県農薬管理使用アドバイザー 認定試験問題

(留意事項)

- 1 試験問題数は24問、試験時間は60分です。
- 2 設問ごとに答えを1つ選んで、その番号を各問題右下の に記入してください。
- 3 に、番号以外を記入した場合、番号を2つ以上記入した場合は「無効」となります。
- 4 本試験は、研修受講時に自らが記入したノートを見ることは可としますが、研修テキスト（農薬概説）及びその他配布された資料を見ることは禁じます。
- 5 問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。
- 6 問題は、試験問題1ページから12ページまでです。落丁、印刷ミスがある場合には、挙手してください。
- 7 試験時間終了前に解答記入が終わった者は、挙手し、問題用紙と受講票を合わせて試験官に提出したのち、忘れ物のないように静かに退室してください。
- 8 不正行為をした者は、試験を中止し、退室いただきます。
- 9 試験終了時間には、必ず試験を終了し退室してください。（終了後も試験を継続した場合は試験結果を無効とします。）
- 10 下欄に「受講番号」及び「氏名」を記入して開始の合図までお待ちください。

受講番号		氏名	
------	--	----	--

*問題は全部で24問あります。設問ごとに答えを1つ選んで、その番号を各問題右下の に記入してください。

問1 植物防疫法によって位置づけられた、都道府県における植物防疫事業の実務を行う地方機関を1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農業試験場（岩手県では農業研究センター）
- (2) 植物防疫所
- (3) 病害虫防除所
- (4) 農業改良普及センター

解答

問2 病害虫発生予察事業の目的について、次の記述の空欄（ア）及び（イ）に当てはまる正しい語句の組み合わせを（1）～（4）から1つ選び、番号を書きなさい。

発生予察とは、現在の病害虫の発生状況や作物の生育状況、気象などについて必要な調査を行い、これらのデータを解析することで今後の病害虫の発生と被害を予測することです。

発生予察事業とは、この発生予察活動や、発生予察に基づく（ア）に関する情報を関係者に提供するものであり、国及び（イ）が実施しています。

- (1) (ア) 防除対策 (イ) 都道府県
- (2) (ア) 防除対策 (イ) 市町村
- (3) (ア) 予想収穫量 (イ) 都道府県
- (4) (ア) 予想収穫量 (イ) 市町村

解答

問3 農薬の特性に関する次の記述のうち、下線部が誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 殺菌剤は、有害な菌（病原細菌、病原糸状菌）を防除する剤である。その作用機作は、有害な菌のエネルギー代謝および菌体成分の代謝の阻害作用のみである。
- (2) 殺虫剤は、狭義には有害な昆虫（害虫）を防除する薬剤を示すが、広義には殺ダニ剤、殺線虫剤、貯穀害虫防除に用いられるくん蒸剤も含まれる。
- (3) 交信かく乱剤は、昆虫の雌が雄を誘引するために気中に放出する物質（性フェロモン）を製剤化したもので、交尾行動をかく乱する。
- (4) 展着剤は、それ自体に薬効を持たず、散布薬液の湿展（ぬれ）、乳化、分散、浸透、固着、懸濁、消泡などの物理性も高める。

解答

(1)

問4 農薬の施用技術に関する次の記述のうち、下線部が誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬を散布する際、一般に散布粒子が小さいほど作物体への付着が良いが、ドリフトによる散布ロスや散布者の暴露あるいは周辺への飛散リスクは高くなる。
- (2) 散布薬剤の飛散を抑えるため、農薬の散布はできるだけ風の弱い時間帯に行う。
- (3) フロアブル剤は有効成分が懸濁している製剤であり、希釈する前に薬剤をよく混ぜることが必要である。
- (4) 無人航空機による防除は実施面積が年々増加しているが、水稻病虫害防除での利用に限定されている。

解答

(4)

問5 農薬取締法第1条（法の目的）について、空欄に当てはまる言葉を選び、番号を書きなさい。

この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、（ ）に寄与することを目的とする。

- (1) 公共の福祉の増進
- (2) 食品の安全性の確保
- (3) 保健衛生上の危害防止
- (4) 国民の生活環境の保全

解答 (4)

問6 農薬取締法第2条（定義）に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 「農薬」には、農作物等の病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤だけでなく、展着剤、交信攪乱剤も含まれる。
- (2) 「農薬」には、農作物等の生理機能の増進・抑制に用いる成長促進剤や発芽抑制剤も含まれる。
- (3) 「農作物等」とは、人が栽培・管理する農作物、庭木、街路樹を指し、森林や芝生は含まない。
- (4) 「病虫害」とは、農作物を害する菌、害虫、ネズミ、雑草などを指し、農作物等を加害しない不快害虫や衛生害虫は含まない。

解答 (3)

問7 農薬取締法のうち販売者の義務に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 「販売者」とは、農薬を販売（授与も含む）する者のことである。
- (2) 農薬販売者は、新たに販売を開始する場合はその開始の日までに、販売所を増設し又は廃止した場合にあっては、増設又は廃止の日までに届出をしなければならない。
- (3) 農薬販売者は、帳簿を備え付け、農薬の種類別に、譲受数量及び譲渡数量を記載し、これを保存しなければならない。
- (4) 農薬販売者は、販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

解答

(2)

問8 農薬取締法のうち使用者の義務に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 何人も、容器又は包装に法の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならない。
- (2) 農薬使用者は、農薬取締法第25条で定められた基準（農薬使用基準）に違反して、農薬を使用してはならない。
- (3) 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令では、農薬使用実績の記帳は努力義務に含まれない。
- (4) 農薬使用基準は、農薬容器のラベルや、容器に添付された文書等に示されている。

解答

(3)

問9 毒物及び劇物取締法に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 毒物又は劇物を販売しようとする者は、都道府県知事等の登録を受けなければならない。
- (2) この法律は毒物劇物営業者の遵守事項等を定めたものであり、農家等の使用者に対しても適用される。
- (3) 毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を直接取り扱う店舗に毒物劇物取扱責任者を設置しなければならない。
- (4) 毒物劇物販売業者は、18歳未満であっても身元が明らかな者であれば、毒物劇物を交付することができる。

解答

(4)

問10 毒物及び劇物の取扱いに関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 毒物又は劇物が盗難にあい又は紛失することを防ぐため、保管場所に鍵をかけるなどの措置を講じなければならない。
- (2) 毒物又は劇物が盗難にあい又は紛失した場合であっても、その量が少ない時には警察署に届け出る必要はない。
- (3) 毒物を保管する場所には「医薬用外毒物」の表示を、劇物を保管する場所には「医薬用外劇物」の表示をそれぞれ行わなければならない。
- (4) 不要になった毒物又は劇物を使用者自らが廃棄することが困難な場合、その廃棄を法に定められた方法により適正に廃棄することができる処理業者等に委託をしてもよい。

解答

(2)

問11 食品衛生法に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。
- (2) 厚生労働大臣は、公衆衛生上の見地から、販売用の食品、添加物等の規格基準を定めることができる。
- (3) 食品衛生法に基づき、都道府県等は食品衛生に関する監視指導の計画を定め、それに基づき流通食品等の監視指導を行う。
- (4) 食品衛生法で、自らの責任において販売食品等の安全性を確保する義務があるとされる「食品等事業者」には、食品の製造等に用いる器具及び容器包装を販売する事業者は含まれない。

解答

(4)

問12 残留農薬等の基準に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 食品の成分に係る規格が定められている農薬等については、「残留基準」を超えて残留する食品の流通が禁止されている。
- (2) 食品に残留した場合であっても、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものについては、基準適用の対象外とし、厚生労働大臣が指定している。
- (3) 残留基準が定められていない農薬については、「一律基準」として設定された1 ppmを超えて残留する食品の流通が禁止されている。
- (4) 厚生労働大臣は、食品に残留する農薬の量の限度を定めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供等の協力を求めることができる。

解答

(3)

問13 害虫防除に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 害虫によって、植物の加害範囲はさまざまである。トビイロウンカはイネのみを加害する。
- (2) 一般に、害虫防除の対象になるのは2,000種類を超える昆虫類で、その他にダニ類等が加わる。
- (3) 化学的防除法とは、簡単な道具、熱、光、色、音などを利用して、害虫の被害を回避する方法である。
- (4) 薬剤抵抗性の発達を抑えるためには、連続した世代への同一薬剤の連用を避け、作用性の異なる薬剤を組み合わせることが大切である。

解答

(3)

問14 病害に関する次の記述のうち、下線部が誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 薬剤耐性の発達しやすい菌として、潜伏期間（植物への感染から発病までの期間）が長く、作付け期間中の世代交代が少ない菌があげられる。
- (2) 病害防除に用いられる農薬には、病気の原因である病原体にはたらくもののほか、作物にはたらく（抵抗性を付与する）ものもある。
- (3) ファイトプラズマやウイルスは主に昆虫によって媒介される。
- (4) 病気は、主因・素因・誘因の3者が揃ってはじめて成立する。

解答

(1)

問15 環境にやさしい防除法に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 環境保全型農業とは、「農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されている。
- (2) 農薬の使用にあたっては、不必要な多投与を避け、効果的な防除を行うことが重要である。
- (3) 病害虫の防除にあたっては、農薬の使用を最小限に抑えた上で、耕種的、物理的、生物的方法も組み合わせる。
- (4) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）では、病害虫を全滅させるまで農薬を使い続けることが重要となる。

解答

(4)

問16 雑草の種類及び防除方法に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 水田に発生する代表的な雑草「イヌホタルイ」は、イネ科の多年生雑草である。
- (2) 水稻除草剤には、初期剤、中期剤、後期剤があり、使用時期を間違えないようにする。
- (3) 除草剤の殺草力は、雑草の生育ステージによって違うので、除草剤のラベルには、「発生前から3葉期まで」のような使用時期が示されている。
- (4) 薬剤抵抗性雑草の発生が確認された圃場では、翌年の発生量を減らすため、抵抗性雑草に効果のある成分を含む剤（茎葉処理剤）で必ず防除する。

解答

(1)

問17 農薬のリスク評価と安全性に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬を散布する際の散布者へのリスクとして、農薬に触れたり吸入したりすること等による健康影響が考えられる。
- (2) 農薬を散布する際、近接する他の作物に飛散することはリスクにならない。
- (3) 環境に対するリスク評価の結果は、農薬ラベルに記載される使用上の注意事項に反映されている。
- (4) 収穫物の残留農薬リスクは、実験動物を用いた毒性試験等に基づき評価されている。

解答

(2)

問18 農薬の毒性評価や各種基準等に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬の安全性は、農薬の登録制度に基づき確認されている。
- (2) 残留農薬基準は、農薬取締法に基づき設定されている。
- (3) ヒトや有用生物に対する毒性を調べるために行われる毒性試験は、「急性毒性」と「長期毒性、慢性毒性」を試験するものに大きく分けられる。
- (4) 農薬の毒性試験結果から、ADI（一日摂取許容量）とARfD（急性参照用量）が設定される。

解答

(2)

問19 農薬使用者の責務等に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬を使用した場合には、使用年月日、使用農作物、使用農薬の種類や希釈倍数等を帳簿に記載するよう努める。
- (2) 農薬使用者が遵守すべき事項である農薬使用基準に違反して農薬を使用しても、罰則の対象とはならない。
- (3) 農薬使用基準の違反事例には、使用する農薬への慣れによる農薬ラベルの確認不足によるものがある。
- (4) 同一の有効成分を含む数種類の農薬を使用し、総使用回数を超過した場合、農薬使用基準違反となる。

解答

(2)

問20 農薬の安全使用に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬による中毒事故の原因には、土壌くん蒸処理後の被覆不良などの作業管理不良が含まれる。
- (2) 農薬の調製時には、マスクや手袋、保護メガネ等の防護装備を着用する。
- (3) 散布作業中の喫煙・飲食は避ける。
- (4) 使い切らずに残った農薬は、他の袋や瓶に移し替えて保管してもよい。

解答

(4)

問21 環境や周辺住民に対する配慮に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 住宅地等では、病虫害等の防除のためであれば、農薬使用の回数や量の削減等の配慮の必要はない。
- (2) 蜜蜂等に対する安全を確保するため、養蜂農家等と農薬散布について事前に情報交換しておくことが必要である。
- (3) 水田での農薬の使用に当たっては、決められた「止水日数」を守り、水系への流出を防ぐことが大切である。
- (4) 公園・街路樹等における病虫害・雑草管理では、農薬散布以外の防除方法の検討や住民への周知などの配慮を行う。

解答

(1)

問22 農薬飛散（ドリフト）防止対策に関する記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬の飛散は、公共用水域等の汚染に加え、散布者等への農薬被曝の一因でもあるため、農薬飛散対策は重要な課題である。
- (2) 農薬の飛散には、用いる農薬の剤型、茎葉散布など散布方法は影響しない。
- (3) 農薬の飛散を防止するためには、風が弱い時に風向に気を付けて散布する。
- (4) 収穫時期が近い周辺作物がある場合は、その栽培者とよく連携をとり、農薬の散布時期を調整するなどの対応を講じると良い。

解答

(2)

問23 岩手県農薬管理使用アドバイザーに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 岩手県農薬管理使用アドバイザーの認定制度は、農薬取扱者等の資質の向上を図るとともに、本県における農薬の安全かつ適正な使用の推進に寄与することを目的としている。
- (2) 岩手県農薬管理使用アドバイザーは岩手県知事が認定する資格であり、他の都道府県には同様の制度はない。
- (3) 岩手県農薬管理使用アドバイザーは、農薬の安全性に関する知識のみならず、農薬の適正使用に関する知識を深めなければならない。
- (4) 岩手県農薬管理使用アドバイザーは、農薬取締法など関係法規や病虫害・雑草の発生態や防除に関すること、農薬全般に関する一般的な事項についても十分な知識を有することが求められる。

解答

(2)

問24 岩手県農薬管理使用アドバイザーの役割に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、番号を書きなさい。

- (1) 農薬の使用者に対し、指導・助言を行い、農薬の安全かつ適正な推進に当たる。
- (2) 農薬の販売店に対し、農薬を適正に使用しているか、指導・取締を行う。
- (3) 都道府県が行う農薬の安全使用の推進活動・研修会などについて積極的に参加する。
- (4) 農薬の適正使用について、自らも率先してこれを行う。

解答

(2)
